

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(航空書簡)</p> <p>第19条 当社は、航空扱いとする書状として航空書簡を取り扱います。</p> <p>2 航空書簡は、折り畳み、かつ、四辺が閉じられることとなる一枚の紙から成る郵便物であって、折り畳んだときの大きさが、次の制限を満たすものでなければなりません。</p> <p>最大限度 長さ22センチメートル、幅11センチメートル（許容差は、それぞれ0.2センチメートル）</p> <p>最小限度 長さ14センチメートル、幅9センチメートル（許容差は、それぞれ0.2センチメートル）</p> <p>長さは、幅に2の平方根（近似値1.4）を乗じたもの以上で、かつ、長方形のものであること。</p> <p>3 航空書簡は、当社が発行するもの及び前項に規定する大きさの範囲内において当社が別に定めるところにより承認を受けた当社以外の者が作成する航空書簡（以下「私製の航空書簡」といいます。）に限り、取り扱います。</p> <p>4 当社が発行する航空書簡は、折り畳んだときの大きさが、長辺18センチメートル、短辺9.2センチメートルとなるものとします。</p> <p>5 航空書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。</p> <p>(1) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、写真、紙片等で薄い物を封入する場合</p> <p>(2) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易に剥がれないよう全面を密着させて添付する場合（料金支払のための郵便切手以外の郵便切手（記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。）又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限りです。）</p> <p>6 料額印面を汚染した航空書簡は、新たにその料金相当の郵便切手を貼り付けて差し出すことができます。</p> <p>7 前項に規定する航空書簡に郵便切手を貼り付けず、又は貼り付けてもその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の航空書簡として取り扱います。</p>	<p>第19条 削除</p>
<p>(郵便葉書)</p> <p>第20条 郵便葉書は、当社が発行するもの（以下「国際郵便葉書」といいます。）及び第22条（私製の郵便葉書の規格及び様式）に規定する当社以外の者が作成する郵便葉書（以下「私製の郵便葉書」といいます。）とします。</p> <p>(国際郵便葉書の規格及び様式)</p> <p>第21条 国際郵便葉書の規格及び様式は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 縦10センチメートル、横14.8センチメートルの紙とする。</p> <p>(2) 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとする。</p> <p>(3) 表面の色彩は、白色又は淡色とする。</p> <p>(4) 表面の右上部には、料額印面を付ける。</p> <p>(5) 表面の上部中央には、「Postcard」の文字を表示する。</p> <p>(6) 航空扱いとするものには、表面に「Air mail」の文字を表示する。航空扱いとしないものに</p>	<p>第20条及び第21条 削除</p>

は、表面に「Surface」の文字を表示する。

(7) 表面の少なくとも右半分は、宛名及び業務上の記載又は票符のために残すものとする。

2 前項の国際郵便葉書には、絵画、写真、書、図、簡単な字句等を印刷することがあります。

(私製の郵便葉書の規格及び様式)

第 2 2 条 私製の郵便葉書は、次の規格及び様式のものとしていただきます。

(1)～(5) (略)

(料額印面汚染葉書の差出方法)

第 2 5 条 料額印面を汚染した国際郵便葉書は、新たにその料金相当の郵便切手を貼り付けて差し出すことができます。

2 前項の国際郵便葉書に郵便切手を貼り付けず、又は貼り付けてもその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の郵便葉書として、これを取り扱います。

(料額印面による料金の支払)

第 4 3 条 料額印面の付いた国際郵便葉書及び航空書簡については、これを郵便物として差し出したときに料額印面に表された金額の限度において料金の支払があったものとして扱います。

(無効な切手類の使用等)

第 4 4 条 郵便切手、国際郵便葉書及び航空書簡の料金支払のための使用、消印及び交換については、内国郵便約款第 4 4 条（汚染等された切手類）から第 4 6 条（切手類の交換）までに規定するところによります。

(料金の返還)

第 5 1 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の請求のあった料金は、現金又は郵便切手、内国郵便約款第 2 1 条（当社が発行する郵便葉書の規格及び様式）の規定により当社が発行する郵便葉書（次項において単に「郵便葉書」といいます。）、国際郵便葉書若しくは航空書簡でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとして扱います。

4 前項の場合において、第 1 項の表中 1 の料金が郵便切手により支払われたものである場合であって、当社が別に定める額以上であるときは、前項の規定にかかわらず、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航空書簡でこれを返還します。

第 7 8 条 削除

第 7 9 条 削除

(受取通知の取扱い)

第 8 0 条 (略)

2 受取通知の取扱いは、第 1 1 条（国別の差出条件）に規定する差出条件により書留とする通常郵便物（航空書簡を除きます。）、保険付とする書状及び小包郵便物について行います。

3 (略)

(郵便葉書の規格及び様式)

第 2 2 条 郵便葉書は、次の規格及び様式のものとしていただきます。

(1)～(5) (略)

第 2 5 条 削除

第 4 3 条 削除

(郵便切手の料金支払のための使用、消印及び交換)

第 4 4 条 郵便切手の料金支払のための使用、消印及び交換については、内国郵便約款第 4 4 条（汚染等された切手類）から第 4 6 条（切手類の交換）までに規定するところによります。

(料金の返還)

第 5 1 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の請求のあった料金は、現金又は郵便切手若しくは内国郵便約款第 2 1 条（当社が発行する郵便葉書の規格及び様式）の規定により当社が発行する郵便葉書（次項において単に「郵便葉書」といいます。）でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとして扱います。

4 前項の場合において、第 1 項の表中 1 の料金が郵便切手により支払われたものである場合であって、当社が別に定める額以上であるときは、前項の規定にかかわらず、郵便切手又は郵便葉書でこれを返還します。

第 7 8 条及び第 7 9 条 削除

(受取通知の取扱い)

第 8 0 条 (略)

2 受取通知の取扱いは、第 1 1 条（国別の差出条件）に規定する差出条件により書留とする通常郵便物、保険付とする書状及び小包郵便物について行います。

3 (略)

<p>(保険付の取扱い) 第 8 3 条 (略) 2 保険付の取扱いは、第 1 1 条 (国別の差出条件) に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に宛てた書状 <u>(航空書簡を除きます。)</u> 及び小包郵便物について行います。 3 ~ 6 (略)</p>	<p>(保険付の取扱い) 第 8 3 条 (略) 2 保険付の取扱いは、第 1 1 条 (国別の差出条件) に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に宛てた書状及び小包郵便物について行います。 3 ~ 6 (略)</p> <p><u>附 則 (****年**月**日 2022-****第****号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u> 第 1 条 この改正規定は、2023年10月1日から実施します。</p> <p><u>(航空書簡及び国際郵便葉書に関する経過措置)</u> 第 2 条 この改正規定の実施前の国際郵便葉書は、当分の間、これをこの改正規定の実施前の国際郵便葉書として取り扱います。 2 この改正規定の実施前の航空書簡及び国際郵便葉書については、当分の間、第 4 4 条 (郵便切手の料金支払のための使用、消印及び交換) の規定により、他の切手類と交換することができます。</p>
--	--